



厚生労働省 群馬労働局発表  
平成 31 年 2 月 1 日

担 当	【照会先】
	群馬労働局労働基準部監督課
	監督課長 城詰 美智晴
	監察監督官 茂木 智 電話 027-896-4735

報道関係者 各位

## 平成 30 年の司法（送検）処理状況について

群馬労働局(局長 半田 和彦)では、群馬労働局管内 7 労働基準監督署が労働基準法等関係法令違反被疑事件として捜査し、平成 30 年中に、前橋地方検察庁へ送検した状況（「司法処理状況」）をとりまとめたので発表します（詳細は別紙を参照）。

群馬労働局では、法定労働条件の履行確保や災害多発業種に対する重点的な災害防止対策を推進しているところですが、今後も重大・悪質な法令違反については、積極的に送検をする等厳正に対処する方針です。

平成 30 年に前橋地方検察庁に送検した件数は 14 件（平成 29 年 7 件）で次のとおり。

(1) 労働基準法・最低賃金法違反事件

3 件

(2) 労働安全衛生法違反事件

11 件

※ 賃金不払事件については、支払賃金額が地域別最低賃金額未満である場合（全額不払の場合を含む。）には、地域別最低賃金に係る違反（最低賃金法第 4 条第 1 項違反）の罰金額（50 万円以下の罰金）が労働基準法第 24 条違反（定期賃金不払い）の罰金額（30 万円以下の罰金）を上回っているため、特別法である最低賃金法違反の罪として処理しています。

(参考)

「司法処理」とは、労働基準監督官が労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等の違反被疑事件として、検察庁へ送検するための処理のことです。

労働基準法等関係法令において、「労働基準監督官は、法律違反の罪について、刑事訴訟法に規定する司法警察員の職務を行う」旨規定されています。

## 1 司法事件の業種別内訳

業種別にみると、製造業が6件と最も多く、次いで建設業が4件となっています。

	製造業	建設業	運送業	その他	合計
労働基準法・最低賃金 法違反	1		1	1	3
労働安全衛生法違反	5	4	1	1	11
合計	6	4	2	2	14

## 2 司法事件の年別推移

	26年	27年	28年	29年	30年
労働基準法・最低賃金 法違反	8	9	3	5	3
労働安全衛生法違反	8	9	7	2	11
合計	16	18	10	7	14

## 3 送検事例

### 事例1

#### 定期賃金不払

##### 1 事件の概要

労働者2名に、9か月分の定期賃金合計約270万円を、法定の除外事由がないにもかかわらず、所定支払日に支払わず、群馬県最低賃金以上の賃金を支払わなかった事業者を書類送検したものの。

##### 2 罪名

最低賃金法違反

### 事例2

#### 食料品加工機械における危険防止措置

##### 1 事件の概要

食料品加工機械を用いて作業を行わせるにあたり、当該機械の可動部分に接触することによる危険を防止する措置を講じなかった事業者を書類送検したものの。

##### 2 罪名

労働安全衛生法違反

### 事例 3

#### プレス機械による危険防止措置

##### 1 事件の概要

動力プレス機械を用いて加工作業を行わせるに当たり、安全装置を作動させる等の安全確保措置を講じなかった事業者を書類送検したものを。

##### 2 罪名

労働安全衛生法違反

### 事例 4

#### 労災かくし

##### 1 事件の概要

4 日以上の休業を要する労働災害が発生したのに、遅滞なく労働者死傷病報告を提出しなかった事業者を書類送検したものを。

##### 2 罪名

労働安全衛生法違反